

低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料【R8. 4. 1】

1 一戸建て住宅

適合証等有り： 5,060円

適合証等無し： 37,500円

2 共同住宅等

(1) 建築物全体の申請で共用部分がない場合

(住戸戸数の区分に応じた額)

戸数	適合証等有り	適合証等無し
1戸のもの	5,060円	37,500円
2戸以上5戸以下のもの	10,230円	75,920円
6戸以上10戸以下のもの	17,660円	106,900円
11戸以上25戸以下のもの	29,390円	149,840円
26戸以上50戸以下のもの	49,340円	215,180円
51戸以上100戸以下のもの	88,430円	309,810円
101戸以上200戸以下のもの	139,700円	419,110円
201戸以上300戸以下のもの	176,870円	549,800円
301戸以上のもの	188,130円	645,580円

(2) 建築物全体の申請で共用部分がある場合

「住戸戸数の区分に応じた額」＋「共用部分の床面積の合計に応じた額」

(共用部分の床面積の合計に応じた額)

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	10,230円	119,400円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	29,390円	198,270円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	88,430円	308,680円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	139,700円	396,570円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	176,870円	474,310円
25,000㎡を超えるもの	220,820円	552,060円

3 非住宅建築物

床面積の合計に応じた額

(非住宅建築物の床面積の合計に応じた額)

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	10,230円	264,750円
300㎡を超え1,000㎡以内のもの	18,000円	330,100円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	29,390円	422,480円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	88,430円	601,630円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	139,700円	739,090円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	176,870円	870,910円
25,000㎡を超えるもの	220,820円	993,720円

4 複合建築物

「2 共同住宅等」に係る部分の金額＋「3 非住宅建築物」に係る部分の金額の合計額

※適合証等

- ① 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物の基準に適合することを証する書面
- ② 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5、6及び7であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。）

※変更の認定手数料は、新規申請の額の2分の1に相当する額。（100円未満は切り捨て。）